

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	南風原町 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南風原町は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南風原町長

公表日

令和5年7月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	南風原町では予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、対象者把握、予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務及び、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の実施 ・新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項及び別表第二 (情報照会) 16の2、17、18、19、115の2の項 (情報提供) 16の2、16の3、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会) 12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2 (情報提供) 12条の2、12条の2の2、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	098-889-4415

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅱしきい値判断項目	平成28年9月7日 現在	令和1年6月14日 現在	事後	
令和1年6月14日	Ⅳ リスク対策		新様式の項目追加	事後	
令和1年6月14日	評価書名	南風原町 健康管理システム(予防接種) 基礎項目評価書	南風原町 予防接種に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年9月16日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	
令和2年9月16日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の16-2の項	番号法第19条第7項 別表第二の16-2の項 17 18 19の項	事後	
令和2年9月16日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉課	国保年金課	事後	
令和2年9月16日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉課長	国保年金課長	事後	
令和2年9月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和元年6月14日 時点	令和2年9月10日 時点	事後	
令和2年9月16日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和元年6月14日 時点	令和2年9月10日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月2日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	南風原町では予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。 番号法により予防接種法による予防接種の実施に関する情報の提供が求められている。 四種混合(DPT-IPV)、三種混合(DPT)、二種混合(DT)、不活化ポリオ(IPV)、 麻しん風しん混合(MR)、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG、Hib、 小児肺炎球菌、ヒトパピローマウイルス(2価)、ヒトパピローマウイルス(4価)、 、水痘、B型肝炎、高齢者肺炎球菌	南風原町では予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、対象者把握、予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務の実施を行う。	事前	
令和3年3月2日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10号	番号法第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事前	
令和3年3月2日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の16-2の項 17 18 19の項	番号法第19条第7項及び別表第二 (情報照会) 16の2、17、18、19、115の2の項 (情報提供) 16の2、16の3、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会) 12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2 (情報提供) 12条の2、12条の2の2、第59条の2	事前	
令和3年3月2日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和2年9月10日 時点	令和3年3月2日 時点	事前	
令和3年3月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和2年9月10日 時点	令和3年3月2日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	南風原町では予防接種法及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく、対象者把握、予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務の実施を行う。	南風原町では予防接種法及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく、対象者把握、予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務及び、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の実施 ・新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付。	事後	
令和3年8月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年8月24日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	番号法第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	番号法改正の施行(令和3年9月1日)に伴い修正
令和3年8月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項及び別表第二(情報照会) 16の2、17、18、19、115の2の項(情報提供) 16の2、16の3、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報照会) 12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2(情報提供) 12条の2、12条の2の2、第59条の2	番号法第19条第8項及び別表第二(情報照会) 16の2、17、18、19、115の2の項(情報提供) 16の2、16の3、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報照会) 12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2(情報提供) 12条の2、12条の2の2、第59条の2	事前	番号法改正の施行(令和3年9月1日)に伴い修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和3年3月2日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和3年8月24日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和3年3月2日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和3年8月24日	5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 提供・移転しない	<input type="checkbox"/> 提供・移転しない [特に力を入れている]	事後	
令和5年7月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和3年8月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年7月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和3年8月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	